

事実に相違すること又は人を誤認させることが明らかであると判断できる広告等の表示例

医事、薬事、健康増進等の行政機関や研究機関等の認証等に関する不適切な表示

【表示例】厚生労働省から輸入許可を受けたダイエット用健康食品です。

【考え方】食品の輸入に当たって、厚生労働省が個別の許可を行う制度は設けられていないが、こうした表示をすることにより、厚生労働省が当該健康食品の効果を個別に認証していると認識され、健康の保持増進効果等があることが確認されていると誤認される。

医師又は歯科医師の診断、治療等によることなく疾病を治癒できるかのような表示をしている場合

【表示例】医者に行かなくても、がんが治る！

【考え方】通常、がんのような重篤な疾病は、医師による診断及び治療が必要になるが、こうした表示は医師による診断治療がなくとも、当該疾病を治癒することができると誤認を与えるため、誇大表示に該当する。

最上級又はこれに類する表現を用いている場合 ※「最高」「最高級」「日本一」「絶対」「無類」等

【表示例】最高のダイエット食品

【考え方】通常、健康の保持増進効果は、個々人の健康状態や生活習慣等多くの要因により異なっており、現存する製品の中で最高の効果を発揮することは立証できない。そのため、最上級の表現を用いる広告等は、虚偽表示に該当する。

断片的な表現にはよらず、伝聞、他者の表現等を通じて、健康保持増進の効果等がある可能性を表現している場合

【表示例】〇〇に効くと言われていました。

【考え方】伝聞調により表示し、世間の噂・評判・伝承・口コミ・学説等があることをもって、健康保持増進効果があることを強調し、又は暗示するものについても、〇〇が医師又は歯科医師の診断によらなければ一般的に治癒できない疾病の場合には、当該食品によって当該疾病を治癒することができる誤認を与えることになるため、誇大表示に該当する。

誇大表示の禁止に関する情報

【消費者庁ホームページ】

●健康や栄養に関する表示の制度について

健康増進法に基づく誇大表示の禁止に関する詳細は、消費者庁ホームページから関連通知をご確認ください。
http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/#m06

●健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（冊子）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_9.pdf

【問い合わせ】兵庫県健康福祉部健康局健康増進課

TEL.078-341-7711 FAX.078-362-3913

E-mail kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

29健P2-091A3



食品の虚偽誇大広告等の禁止

知っていますか？

健康増進法では、何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他を表示する場合には、健康の保持増進の効果等について、「著しく事実に相違する」又は「著しく人を誤認させるような表示」（「虚偽誇大広告等」といいます）を禁止しています。（健康増進法第31条第1項）



どのような表示が、“虚偽誇大広告等”に該当するか知って、食品選びの参考にしましょう！詳しくはリーフレットの内側を見てね！

食品の広告や包装容器、その他の表示には、必ずしも健康の保持増進効果等が立証されていないにもかかわらず、それらの効果を期待させる虚偽誇大広告等が表示されている場合があります。

健康の保持増進効果を期待させる虚偽誇大広告等を信じた消費者が、適切な診療機会を逸してしまう等、健康に重大な支障を起こす可能性があります。



兵庫県マスコットはぼたん

兵庫県